

# 宿泊税の税額・税率等について

---

第3回白浜町宿泊税検討委員会  
令和8年2月12日

# 1 課税要件の検討事項について

## (1) 課税要件（検討事項）

項目	制度設計
課税客体	白浜町に所在する宿泊施設への宿泊行為
課税標準	宿泊施設への宿泊数
納税義務者	宿泊施設への宿泊者
徴収方法	特別徴収
申告期限	毎月末日までに前月分を申告納入する ただし、一定の要件を満たしている場合は、3か月分をまとめた年4回の申告納入の特例を設ける
免税点	<b>※検討中</b>
税額・税率	段階的定額制（一人一泊につき） <b>※段階区分数、税額は引き続き検討中</b>
課税免除	①12歳未満の者 ②修学旅行その他教育上の見地から行われる行事において宿泊する者 ③災害などにより避難が必要な者 ④その他公益上町長が認める者
課税期間	施行後3年、その後は5年ごとの見直し
特別徴収交付金	納入額の3%
システム整備等補助金	上限100万円（50万円まで全額補助、超える部分は1/2補助）

← 検討事項

## 2 課税要件について

### (1) 免税点

免税点：免税点は設けない

#### 宿泊事業者アンケート

宿泊料金が一定未満の場合は課税免除とすることについてどのように考えますか。

宿泊料金により課税免除を設けないほうがよい 33.0%

宿泊料金により課税免除を設けたほうがよい 54.0%

○回答理由（問11 問10の回答理由について教えてください。）

#### 【課税免除を設けない方がいい】

- ・公平性（低価格帯利用者の負担軽減）と簡素化（事務負担軽減）の実現の為。
- ・公平性の担保 最低でも100円は取った方が、制度を受け入れる宿全体に納得感がある。
- ・食事付きで売り上げ確保している宿泊施設が多いため、一定金額以下で免税となると素泊まりを助長し宿泊施設の負担が大きくなる可能性があると思うため。
- ・課税免除を設けると、前は払わなかった、なぜ今回払うのか等、毎回説明しないといけないケースが出てきて、業務に支障がでる可能性がある。

#### 【課税免除を設けた方がいい】

- ・特に低額宿泊施設の場合他地域との競争の中で大きなマイナス影響があるため。
- ・5000円以下の安い宿は、ビジネス、低所得の方や学生さんの市場になるので、免除が望ましい。
- ・利益の少ない宿泊費に対してその方が思いやりがあります。また、それにより素泊まりがふえれば、まわりの飲食業も潤うのでは。

#### 【考え方】

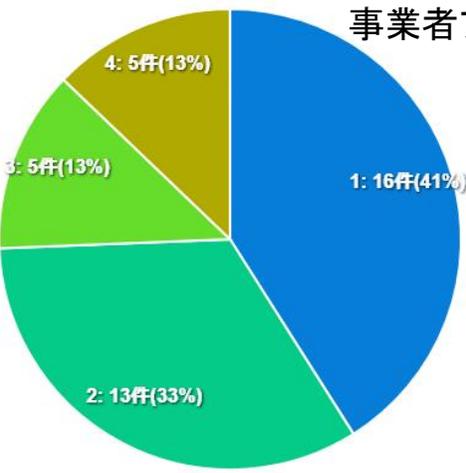
宿泊事業者アンケート結果では、「免税点を設けたほうがよい」が過半数を占めたものの、受益者負担、公平性の観点から宿泊料金区分による免税点（宿泊料金による課税免除）を設けない。

# 2 課税要件について

## (2) 税額・税率

税額・税率：宿泊料金に応じた段階的定額制とする。  
 ※宿泊料金は食事代や消費税、入湯税などを含まない、素泊まり料金のこと（一人一泊につき）

事業者アンケート

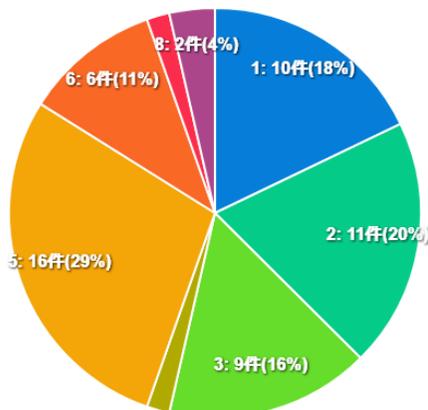


- 1. 一律定額制（1泊300円など、宿泊料金にかかわらず一定額の宿泊税とする）
- 2. 段階的定額制（宿泊料金に応じて段階的に設定。1泊それぞれ300円、500円、1000円など）
- 3. 定率制（1泊の宿泊料金について2%や3%など、一定率を乗じた宿泊税）
- 4. その他

宿泊料金区分（事業者アンケート等に基づく）

宿泊料金区分	宿泊者数(人)	割合(%)	備考
5,000円未満	5,654	2.62	
5,000円以上 10,000円未満	28,146	13.04	
10,000円以上 20,000円未満	106,415	49.31	
20,000円以上 30,000円未満	38,035	17.62	
30,000円以上 40,000円未満	19,906	9.22	
40,000円以上 50,000円未満	6,560	3.04	
50,000円以上 100,000円未満	10,998	5.09	
100,000円以上	69	0.04	
計	215,783	99.98	

宿泊者アンケート（納付上限）



- 1. 1,000円
- 2. 2,000円
- 3. 3,000円
- 4. 4,000円
- 5. 5,000円
- 6. 1,000円
- 7. 2,000円
- 8. その他

### 【考え方】

- (1) 宿泊事業者アンケートでは、宿泊料金によって差を設ける（段階的定額制と定率制の合計）考え方が一律定額制を上回った。
- (2) 応能負担の観点
- (3) 観光振興のための財源確保

# 2 課税要件について

## (2) 税額・税率

観光施策 事業費	観光職員人件費 0.7億円	一般財源
	既存事業4.1億円 + 新規事業 $\alpha$	国県支出金・ふるさと納税など
		一般財源
		宿泊税

※財源内訳イメージ

### 入湯税令和6年度充当事業

事業区分	充当額	割合	事業内容
環境衛生施設の整備	69,183	39.3%	廃棄物処理施設整備費
鉱泉源の保護・管理施設の整備	3,297	1.9%	鉱泉源の保護・管理施設整備費
消防施設等の整備	2,713	1.5%	消防施設等整備費
観光施設の整備	9,046	5.1%	浴場施設整備、公園施設整備
観光振興	91,920	52.2%	観光協会等補助金、イベント補助、海水浴場費等
計	176,159	100.0%	

### ○観光施策に活用している財源

観光施策充当財源（R6年度）

【単位：千円】

財源	主な活用用途	金額
入湯税	観光施設の整備	100,966
	・浴場施設整備、公園施設整備	
	観光振興（ソフト事業）	
	・観光協会等補助金、各種イベント補助、海水浴場費	
ふるさと納税	観光振興に関する事業	78,400
	・観光宣伝特別補助金、スポーツ合宿補助金等	
国・県支出金		4,976
使用料、諸収入他		23,789
地方債		4,100
一般財源		266,667
計		478,898

### ○観光振興にかかる財源

既存の観光施策に係る経費は、職員人件費（0.7億円）を除き、約4.1億円となっている。

国県支出金やふるさと納税等を除いた既存事業の一般財源は約2.7億円であるため、宿泊税を基にした既存事業の拡充及び新規事業を合わせると、町の観光施策として2.7億円+ $\alpha$ の財源を確保する必要がある。

左記表のとおり令和6年度における入湯税については、全体の57%、約1億円が観光施設の整備、観光振興に充当されているが、残りの43%、約0.7億円は、他の充当項目分類の環境衛生施設の整備、鉱泉源の保護・管理施設の整備、消防施設等の整備に充当されている。

とりわけ環境衛生施設・廃棄物処理施設整備費においては、多くの観光客を受け入れるための処理能力を有した施設等を設置しており、今後も長寿命化計画等による大規模な定期修繕も控えている状況であり、入湯税の充当配分も、大幅な変更を余儀なくされる状況が見込まれ、観光振興に充当される財源が少なくなる可能性がある。

そのようなことも加味した上で、人口減少による収収減も想定される中、現状の観光施策の維持はもとより、更なる振興を図っていくためには、観光振興に特化した目的税である宿泊税を一定規模、確保していく必要があり、先述の2.7億円+ $\alpha$ の財源については、観光振興施策の現状維持ベースで、当面少なくとも4億円程度は必要であると推察される。

# 2 課税要件について

## (2) 税額・税率

**法定外税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準**

～抜粋～

「法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準及び留意事項等について」(抄)  
(平15・11・11 総税企 第179号 各道府県 道府県税所管部長・市町村税所管部長、東京都総務・主税局長あて総務省自治税務局長通知)

**第1 法定外税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準**

1. 処理の基本的事項

総務大臣は、以下に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、これに同意するものとする。

- (1) 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。
- (2) 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。
- (3) (1)及び(2)に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと。

**第5 法定外税の検討に際しての留意事項**

2. その他

法定外税については、税に対する信頼を確保し、地方分権の推進に資するものとなるよう、その創設に当たって、税の意義を十分理解のうえ、慎重かつ十分な検討が行われることが重要であり、特に、次のことに留意すべきである。

- (1) 地方公共団体の長及び議会において、法定外税の目的、対象等からみて、税を手段とすることがふさわしいものであるか、税以外により適切な手段がないかなどについて十分な検討が行われることが望ましいものであること。
- (2) 地方公共団体の長及び議会において、その税収入を確保できる税源があること、その税収入を必要とする財政需要があること、公平・中立・簡素などの税の原則に反するものでないこと等のほか、徴収方法、課税を行う期間等について、十分な検討が行われることが望ましいものであること。

**宿泊料金区分とのクロス集計（納付上限）**

宿泊料金区分／宿泊税の上限	100円	200円	300円	400円	500円	1,000円	2,000円	その他	計
5千円以上1万円未満		4							4
1万円以上2万円未満	4	4	4		5				17
2万円以上3万円未満	4	1	3		6	2		1	17
3万円以上4万円未満	1	2	2		2	4		1	12
4万円以上5万円未満	1			1	2		1		5
5万円以上					1				1
計	10	11	9	1	16	6	1	2	56

**【考え方】**

①総務省自治税務局長通知で示されている、住民（納税者）の負担が著しく過重とならないことや、その税収入を必要とする財政需要があること、公平・中立・簡素などの税の原則に反するものでないことが求められる。

②納税者の担税力、受益の程度、税負担における公平性、制度の簡素化、応能負担、財源確保の観点から宿泊者アンケート調査結果も踏まえ、4段階程度の段階的定額制とするものとし、再度検討を行う。

# 2 課税要件について

## (2) 税額・税率 (案)

税額・税率：段階的定額制（一人一泊につき）

宿泊料金	10,000円未満	200円
宿泊料金	10,000円以上20,000円未満	300円
宿泊料金	20,000円以上50,000円未満	500円
宿泊料金	50,000円以上	1,000円

[4段階]



【税込試算】年間宿泊者171万人（宿泊料金区分別宿泊者数は、アンケート結果からの按分比率による）推計値

宿泊料金区分	宿泊者数（人）	税額単価（円）	負担率	税込（円）
5,000円未満	45,144	200	-	9,028,800
5,000円以上 10,000円未満	222,984	200	4.00%	44,596,800
10,000円以上 20,000円未満	843,201	300	3.00%	252,960,300
20,000円以上 30,000円未満	301,302	500	2.50%	150,651,000
30,000円以上 40,000円未満	157,662	500	1.67%	78,831,000
40,000円以上 50,000円未満	51,984	500	1.25%	25,992,000
50,000円以上 100,000円未満	87,039	1,000	2.00%	87,039,000
100,000円以上	684	1,000	1.00%	684,000
計	1,710,000			649,782,900

①段階的定額制 左記表による  
= 6億5,000万円

② ①推計値5%上振れの場合  
= 6億8,200万円

③ ①推計値5%下振れの場合  
= 6億1,700万円

他地域同パターン（参考税込額）

軽井沢町 同単価で徴収した場合  
約3億2,900万円

湯河原町 同単価で徴収した場合  
約5億3,000万円

※負担率は、宿泊料金区分毎の下限額に対する税込額の率